

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

- 指定管理者の指定(四件) (自然保護課) 一
○指定管理者の指定 (障害福祉課) 二
○知事指定薬物の指定の失効 (薬務課) 二
○指定管理者の指定(五件) (水産業基盤整備課) 二
○指定管理者の指定 (港湾課) 三
○指定管理者の指定(四件) 教育委員会 三

告 示

○宮城県告示第千五十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十八年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県蔵王野鳥の森自然観察センター

二 指定した団体の名称及び所在地

特定非営利活動法人宮城県森林インストラクター協会

宮城県利府町神谷沢字広畑六番地四十

三 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第千五十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十八年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県クレイ射撃場

二 指定した団体の名称及び所在地

一般社団法人宮城県猟友会

仙台市青葉区堤通雨宮町四番十七号宮城県仙台合同庁舎内

三 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第千五十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十八年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県民の森

二 指定した団体の名称及び所在地

特定非営利活動法人宮城県森林インストラクター協会

宮城県利府町神谷沢字広畑六番地四十

三 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第千五十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十八年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県昭和万葉の森

- 二 指定した団体の名称及び所在地
株式会社万葉まちづくりセンター
黒川郡大衡村松の平三丁目四番三十四号
- 三 指定の期間
平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第五十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十八年十二月二十八日

- 一 公の施設の名称
宮城県援護寮
宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 二 指定した団体の名称及び所在地
社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
仙台市青葉区上杉一丁目二番三号

- 三 指定の期間
平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第五十九号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年宮城県条例第六十九号。以下「条例」という。）第十四条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年十二月二十八日

- 一 失効する知事指定薬物の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 化学名 メチルニール（シクロヘキシルメチル）ーHーインドールーニールカルボキサミド）ーニールメチルプタノールト及びその塩類（通称名…AMBーCHMICA又はMMBーCHMICA）
- 2 化学名 ニール（四ーエトキシーニール）ー五ージメトキシフェニル）エタンアミン及びその塩類（通称名…Escaline）

- 3 化学名 Nー（ニールフェネチルピペリジンーニール）ーニールフェニルフランーニールカルボキサミド及びその塩類（通称名…Furanylfentanyl又はFuif）

- 二 失効の理由
当該知事指定薬物が、条例第二条第六号に掲げる薬物に指定されるに至ったため
- 三 指定の効力が失われる日
平成二十八年十二月三十一日

○宮城県告示第六十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十八年十二月二十八日

- 一 公の施設の名称
松岩漁港の指定施設
宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 二 指定した団体の名称及び所在地
宮城県漁業協同組合
石巻市開成一番二十七

- 三 指定の期間
平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第六十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十八年十二月二十八日

- 一 公の施設の名称
日門漁港の指定施設
宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 二 指定した団体の名称及び所在地
宮城県漁業協同組合
石巻市開成一番二十七

- 三 指定の期間
平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第六十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十八年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

塩釜漁港の指定施設（物揚場、岸壁、護岸及び棧橋横泊地）

二 指定した団体の名称及び所在地

塩釜市観光物産協会

塩釜市海岸通五番七号

三 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第六十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり

指定管理者を指定した。

平成二十八年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

塩釜漁港の指定施設（越の浦泊地）

二 指定した団体の名称及び所在地

宮城県漁業協同組合

石巻市開成一番二十七

三 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第六十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり

指定管理者を指定した。

平成二十八年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

女川漁港の指定施設（南防波堤横泊地及び物揚場護岸横泊地）

二 指定した団体の名称及び所在地

宮城県漁業協同組合

石巻市開成一番二十七

三 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第六十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり

指定管理者を指定した。

平成二十八年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

仙台塩釜港仙台区港湾環境整備施設（中央公園及びリバーウォーク）

二 指定した団体の名称及び所在地

株式会社東北ダイケン

仙台市青葉区一番町三丁目六番一号

三 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり

指定管理者を指定した。

平成二十八年十二月二十八日

宮城県教育委員会

一 公の施設の名称

宮城県宮城野原公園総合運動場（宮城球場及び駐車場以外の施設）

二 指定した団体の名称及び所在地

公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団

仙台市青葉区錦町一丁目三番九号

三 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

○宮城県教育委員会告示第二十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり

指定管理者を指定した。

平成二十八年十二月二十八日

宮 城 県 教 育 委 員 会

一 公の施設の名称

宮城県第二総合運動場（宮城県仙南総合プール及び宮城県長沼ポルト場以外の施設）

二 指定した団体の名称及び所在地

1 名称

宮城県スポーツ振興財団・ミズノグループ

2 構成員の名称及び所在地

公益財団法人宮城県スポーツ振興財団 宮城県利府町菅谷字館四十番地一

美津濃株式会社 大阪府大阪市中央区北浜四丁目一番二十三号

ミズノスポーツサービス株式会社 大阪府大阪市中央区北浜四丁目一番二十三号

三 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

○宮城県教育委員会告示第二十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり

指定管理者を指定した。

平成二十八年十二月二十八日

宮 城 県 教 育 委 員 会

一 公の施設の名称

宮城県仙南総合プール

二 指定した団体の名称及び所在地

セントラルスポーツ株式会社

東京都中央区新川一丁目二十一番二号

三 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

○宮城県教育委員会告示第二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり

指定管理者を指定した。

平成二十八年十二月二十八日

宮 城 県 教 育 委 員 会

一 公の施設の名称

宮城県総合運動公園（宮城スタジアム、宮城スタジアム補助競技場、投てき場、総合体育館、総

合プール、テニスコート及び合宿所並びにそれらの周辺の公園施設並びに宮城県サッカー場）

二 指定した団体の名称及び所在地

1 名称

宮城県スポーツ振興財団・同和興業・セントラルスポーツグループ

2 構成員の名称及び所在地

公益財団法人宮城県スポーツ振興財団 宮城県利府町菅谷字館四十番地一

同和興業株式会社 仙台市青葉区一番町四丁目六番一号仙台第一生命タワービルディング

セントラルスポーツ株式会社 東京都中央区新川一丁目二十一番二号

三 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで